

大洲市教育委員会 11月定例会会議録

1 開催の日時及び場所

令和3年11月29日(月) 午後2時00分

大洲市役所庁舎第一別館3階第2会議室

2 定数 5人

3 出席者

教育長	東山宏
教育長職務代理者	西山千春
委員	山内光郎
委員	渡邊ひとみ
委員	吉岡恵一

4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	井上徹
教育総務課長	城戸弘一
学校教育指導監	竹本修二
生涯学習課長	渡邊慎二
文化スポーツ課長	脇坂剛
学校給食センター所長	山崎重信
教育総務課長補佐	松田圭司

5 傍聴人の数 0人

6 開会宣言

教育長

それでは、ただ今から、大洲市教育委員会「11月定例会」を開会いたします。

〔午後2時00分開会〕

7 前回会議録の承認

教育長

まず、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、10月25日開催の定例会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。

この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長

特に、質疑・意見もありませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

8 教育長一般報告

教育長

次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

〔各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。〕

教育長

ただ今の「教育長一般報告」について、質疑・意見等はございませんか。

渡邊委員

令和3年度の成人式対象の成人者が何人いるか、お伺いします。

生涯学習課長

正確な人数については、今直ぐには分かりかねますので、のちほどお知らせします。

渡邊委員

11月に成人式を迎えた成人者からですが、このコロナ禍の中で様々な市町で中止になったりしている中、大洲市は、結構大きな規模で開催していただいて、とても感謝していますということを成人者の方が言われていました。保護者の方も、とても喜んでいらっしゃったようです。

教育部長

ありがとうございます。他所の市町は、当市より早い時期に計画をされていたところが多かったのですが、今の体制で開催ができるようになったのが10月20日頃でありまして、それ以降からできるようになりました。それ以前では、例えば、お盆の頃に開催の計画をされていた市町がありますが、その頃はまだたくさんの方が集まるということはできませんでした。そのような状況の中で、大洲市としては幸運な時期であったと考えております。1月も、このような形で行きたいと思っております。

西山職務代理者

学校給食センターの方で、全国一斉行動（グリーンウェブ）の対応

学校給食センター所長 とありますが、具体的にはどのような内容なのか、お伺いします。国民の食料と健康を守る愛媛県連絡会という団体ですが、U議員が引率して来られまして、農林水産課と給食センターで対応をしました。内容としては地産地消についてでありまして、地元の直売所との協力を進めて米飯給食の回数を増やすとか、給食費の無償化を目指して欲しいということ、農業体験とか生産者との交流を通して地域の農業、食文化へも子供たちに理解を深めるようにして欲しいとの要請がありました。そのことに対して、こちらでは、今はこのように取組んでいるということを説明しました。

西山職務代理者 農林水産課というと、食育のされているようなことも関係しているのでしょうか。学校で畑をとか。

学校給食センター所長 青年農業者連絡協議会の方で、新谷小学校に行って食育の講演をされたり、JA愛媛たいきと一緒に、青年農業後継者の方が田植えや稲刈りなどの体験とか、今年はコロナの関係で実際にできてはおりませんが、このようことをやっていますということを説明しました。また、市に対して、政府への要請で賛同署名をとというような話であったり、パンについては、輸入小麦ではなく国産小麦に代えていただきたいなどの要請がありました。

西山職務代理者 わかりました。

教育長 現状の確認と、要請があったということですか。

学校給食センター所長 はい、そうです。

教育部長 学校給食というのは、いろいろな分野の中の一つの部分であって、基本的に農業政策をある政党の考えの基に、「しっかりとやってください」というような行動が年に1回行われ、農林系の職員たちが中心となって回答をしております。その中に学校給食もありますので、給食センターも入ってお答えをします。

教育長 他にないでしょうか。ないようですので以上で、「教育長一般報告」を終わります。

9 議 事

教育長 それでは、これより議事に入ります。「第59号議案 大洲市アフタースクール条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第59号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

そよ風と児童クラブを併せて、「大洲市アフタースクールおおず」にしたということですね。

生涯学習課長

はい、そうです。

教育部長

併せてですが、来年度になると思うのですが、肱川幼稚園の方の学童保育の移動についても考えたいと思っております。これは、今後当初予算の方でどうなるかということですが、できましたらこの「アフタースクールひじかわ」というふうなものも、新年度に設置をするような方向で動きたいと思っております。

教育長

肱川小学校の隣の旧幼稚園を、活用するとうことですね。

その他に、質疑はありませんか。それでは、特にないようですので、これより採決いたします。「第59号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長

挙手全員であります。よって、「第59号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第60号議案 大洲市アフタースクール条例施行規則の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第60号議案」について説明する。〕

教育長

ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。子育てについて、いろいろと悩んでおられる保護者の方が多いと思うのですが、こうして相談が気軽にできるというのは、悩みを抱えた保護者の方にとっても非常にありがたいのではないかと思います。ただ一方では、気軽に説明ができて、あと、なかなか相談がしにくいというのは自分の家庭のことですから、プライバシーのことを非常に心配される保護者の方もいらっしゃるのではないかと思います。そのあたりのプライバシーを、どのように守っていくのかということについて、何かあればお聞かせ願いたいと思います。

吉岡委員

生涯学習課長

ご相談をいただいた内容については、外部に漏らすことのないようにしており、相談者ごとにファイルを作成し、それらについては鍵付きのロッカー等で保管をしております。情報の共有については、スタッフのメンバーのみということにしております。外部の方への相談であるとか、保健センター、社会福祉協議会とかについてももちろんご本人の了解を得た上で、相談を繋ぐというような形を取っております。

吉岡委員

わかりました。

教育部長 プライバシーの配慮ということからすれば、相談室等もございますので、そこで、担当の相談員と少数での相談ということは特に心掛けております。また、遠方の方からの相談も多々ありますので、そういう場合は、そよ風の方から出かけて行って、一つの公民館で部屋を借りて相談をするというような対応もっております。

吉岡委員 わかりました。

西山職務代理者 職員の人数は、常時何名くらいで運営されるか、お伺いします。

生涯学習課長 こちらの職員は、児童クラブの職員とそよ風の職員ということになりまして、児童クラブの職員については常勤の職員もおりますし非常勤もおりますので、その時の保育の人数によって変動することがあります。そよ風については、スタッフメンバーが今は5人ですが、5人全員が揃うというのは週に1回とか、2週間に1回です。通常は、交代で対応しております。

西山職務代理者 第4条に、教育委員会が適当と認める者とありますが、また、増員されるということですか。

生涯学習課長 そうですね。そよ風のスタッフについては、毎年度若干変わりますが人数に増減がありますので、また、新年度にスタッフ確定といいますか委嘱をしてという形になります。

教育長 基本は、人員としては一つになったから増やすとかという計画ではないということですか。

生涯学習課長 そよ風は、単独で一部屋です。児童クラブは、今までは一部屋であったものが二部屋になりますので、定員が若干増えるようになります。

教育部長 預かる児童に対して何人というのが、基準としてあるのですよね。

生涯学習課長 はい。

教育部長 広さに応じて人数が増えれば、当然職員は増えていくということになります。

山内委員 第2条の必要に応じて、時間を変更、短縮又は延長することができると思いますが、これは個別に対応するということが、お伺いします。

生涯学習課長 時間については、基本午前8時から午後6時というのが学童保育の保育時間になっておりまして、家庭教育支援チームのそよ風は、今は午後4時までしかやっていないので、勤務の時間が違ってきます。

教育部長 時間は決まっておりますが、何か事があって、時間が少し必要な場

合もないとはいえないであろうということで、入れてあると思います。

山内委員

わかりました。

教育長

そよ風は、何時から何時までですか。

生涯学習課長

午前9時から午後4時までです。

教育長

放課後児童クラブの時間はどうですか。

生涯学習課長

長期の休業中は、午前8時から午後6時までお預かりします。

教育長

放課後児童クラブは、午後6時で閉めるということで、そよ風については対応ができるということですか。

生涯学習課長

そうですね。短くなったり、出かける時もありますので。

教育長

その他に、質疑はありませんか。それでは、特にないようですので、これより採決いたします。「第60議案」を原案のとおり決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長

挙手全員であります。よって、「第60号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第61号議案 令和3年度大洲市一般会計予算のうち教育費等に係る12月補正予算について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、生涯学習課長、学校給食センター所長「第61号議案」について説明する。〕

教育長

ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

吉岡委員

情報通信環境整備事業の中のルーターの件についてですが、ルーターは、配付をしても各家庭で通信の契約をしないと使えないという認識でよろしいかということと、移動式ということと、もし仮にルーターを配布した時に、例えば、家庭ではなくて別の場所で使うことができるのかどうかということについてお伺いします。

教育総務課長

ルーターの配布についてですが、教育総務課で保管させていただき、申請に応じて無料で貸出しをいたします。ただ、後の契約につきましては、大洲市の場合は、使う方の契約によって使用料を払っていただくということでなければ不公平感が出るということがありまして、各家庭で契約していただく方針であります。また、ご質問のとおり、モバイルルーターの使用料は保護者が支払っていただくことから、家庭学習以外で使用していただいても制限をするものではありません。

吉岡委員 わかりました。

教育長 その他に、質疑はありませんか。それでは、特にないようですので、これより採決いたします。「第61議案」を原案のとおり決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第61号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第62号議案 大洲市指定文化財の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔文化スポーツ課長、「第62号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第62議案」を原案のとおり決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第62号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、その他に移ります。各委員さん方、何かありませんか。

渡邊委員 小学校低学年の子供を持つ保護者の方から、子供が成長をするにつれて心配することがあるということで話をお聞きしました。内容については、LGBTについてで、その中でもトランスジェンダーの部分なのですが、女子なのに行動が男子のようで、服装も男子の物、私服はいつもスカートを穿かせようとすると嫌がり、ただ、小学校の制服は決まっているからスカートを穿いて登校をしているということでした。今後、自己主張が出始めて、学校のスカートも嫌ということになった場合にどうしたら良いのだろうと心配をされているようなのですが、そのような場合、大洲市としたらどのような対応を取っていただけるのか、お伺いします。

学校教育指導監 制服につきましては学校裁量ですので、そういった場合には、まず学校に相談していただくのが一番であります。以前、私が現場にいた時にも同じような相談がありましたので、体操服登校を認めていた事例があります。また、現在、学校でも同様の声が上がっており、生徒会役員を中心に生徒集会を開いて話し合い、校則検討委員会を通して、女子生徒のスカートとズボンの選択を採用している中学校

もあります。ただ、女子生徒用のズボンは、値段が高くなるということで、安い方法を検討されているようです。小学校から、そういった声は初めて聞きましたが、その小学校は、制服でしょうか。

渡邊委員

制服ですね。

学校教育指導監

小学校は、校則検討委員会という組織はないと思いますので、その場合には、学校に相談を持ち掛けて認めていくということになるのではないかと思います。中学校は、生徒会から行動していきませんが、小学校では十分に呑み込めていない児童への指導が必要となります。特に低学年の児童については、つい思ったことを口に出してしまいますので、全体的な指導を繰り返していく必要があると考えております。

教育長

それぞれの事例に応じて、対応ができるということですか。

学校教育指導監

そうです。

教育長

逆は、ありませんか。

学校教育指導監

男子がスカートを穿きたい、ということは聞いたことはありません。もし、あったとしても同様に認めることになると思います。

山内委員

今の話なのですが、学校単位でそういった問題が持ち上がったところが校内で検討するという形で、教育委員会としてはどこでも構わないですよという感じで、スタイルと言いますか教育委員会からは結果を出さないということで、それぞれの学校に任せるということですか。

学校教育指導監

実際に小学校では、制服になっている学校と、服装が自由な学校があるなど様々ですので、大洲市統一には考えておりません。

教育長

私が現場にいた30年以上前のある中学校で、制服を自由にする日というのがありました。月に1回で第3土曜日だったと思いますが、あの時は学校の方針、つまり学校長の方針でやりました。しばらくやってみると、結局、制服の方が考えなくていいということで、元に戻った流れがありましたが、そういうのも、学校の裁量でできるということです。今も小学校は、学校教育指導監が申しましたとおり制服にしていないところもありますし、しているところもあります。もしかすると、中学校によっては制服を無くして欲しいという意見がまとまれば、制服なしも可能ではあります。

学校教育指導監

可能になります。

教育長

基本は、学校の判断に任せております。

山内委員

わかりました。

学校教育指導監 中学校まではそれでいいのですが、高校になりますと制服がブランドのような学校もあるようですので、難しい学校も出てくると思います。

渡邊委員 高校を卒業して、10年経ちましたという30才前の女性なのですが、ここ2年くらいだと思うのですが、男性になりますということでも戸籍から変えたという女性の方もいらっしゃるのですが、その方は、やはり今のように認識してくれる時代ではなかったもので、とりあえずスカートの中には常に体操服を穿いて、それで納得ということではないですが、落ち着かせていたという話は聞いたことがありました。これから、そういった子供がけっこう低学年の内から出て来る可能性もありますよね。

学校教育指導監 ありますね。

吉岡委員 他所の市町のことで、大洲市にはあまり関係がないかもしれませんが、先日の新聞で、新居浜市の方が文化スポーツ関連の事務を教育委員会から市長部局の方に移管するというような報道があったのですが、それは県の中でそのような流れと言いますか、何かそういった流れがあるのかどうか、お伺いします。

教育部長 これは、国の方針としてなのですが、学校教育はもちろん今のままなのですが、文化とかスポーツとかの部門については首長部局の方で行政事務をやっても構わないということが数年前に出されました。愛媛県事務もスポーツ文化課というのがありまして、既にいろいろな自治体の行政事務が知事部局に動いておりますが、その代表的なものとして国体準備ですね。大洲市の場合は、そのような動きは今はありませんし、指示も出ておりません。市長部局に動いたとしても、例えば、文化財保護とかそういう方面の事務については、保護審議会を通じて審議をしなければいけないということがありまして、そういったことについては教育委員会の中でしっかりと審議をなささいということになってくるようです。周りの市町でそのような動きがたくさん出れば、市長の方から指示が出るかもしれませんが、今のところ動きはございません。ただ、国土交通省内の観光庁の方で、文化面での文化行政と観光行政の一体化というようなことも言われておりまして、文化面でもそういった動きが他所では行われつつあるだろうと。新居浜市については、そういった分野もかなり多くあるのではないかと考えております。

吉岡委員 わかりました。

教育長 その他にありますか。無いようですので、次に、事務局からありませんか。

〔教育総務課長、「その他① 大洲市立学校における働き方改革検討委員会設置要綱の一部改正」について、「その他② 大洲市教育大綱の見直し」について、生涯学習課長、「その他③ 令和3年度大洲市民大学（後期）の実施」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは次に、「12月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。

〔教育総務課長、「原案」について説明する。〕

教育長 只今、事務局より説明がありましたが、委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。

〔全委員、原案了承する。〕

教育長 それでは、次回定例会は、12月22日 水曜日 午後2時30分から、市役所庁舎第一別館3階第1会議室において開催いたします。また、午後3時30分から総合教育会議を併せて執り行い、総合教育会議後、意見交換会の予定ということでお願いします。

10 閉会宣言

教育長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって本日の定例会を閉会することにいたします。

〔午後3時10分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する

教 育 長

教 育 長
職務代理者

委 員

委 員

委 員

上記、記録責任者